

■湯梨浜町財務規則の一部改正について

改正後	改正前
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第135条 契約担当者は、令第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事又は製造その他についての予定価格の<u>10分の9.2</u>から<u>10分の7.5</u>までの範囲内において定めなければならない。</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第135条 契約担当者は、令第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事又は製造その他についての予定価格の<u>10分の9</u>から<u>10分の7</u>までの範囲内において定めなければならない。</p>

■湯梨浜町建設工事最低制限価格制度実施要綱の一部改正について

改正後	改正前
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 町長は、競争入札の最低制限価格について、当該工事に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の<u>110</u>を乗じて得た額を基本とし、規則第135条に規定する範囲内でこれを定めるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に<u>10分の6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>2～4 略</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 町長は、競争入札の最低制限価格について、当該工事に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の<u>108</u>を乗じて得た額を基本とし、規則第135条に規定する範囲内でこれを定めるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に<u>10分の5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>2～4 略</p>